

熊本市景観計画



平成22年1月熊本市

序章 熊本市がめざす景観形成	
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 景観計画の位置づけ	3
3. 景観形成の意義	4
4. 熊本市の景観特性	6
5. 景観形成の理念	10
6. 景観形成の目標と基本方針	12
7. 景観の全体像	14
8. 景観形成の基本的な考え方の体系	18
第1章 景観計画区域	21
(景観法第8条第2項第1号)	
第2章 良好な景観の形成に関する方針	
(景観法第8条第3項)	
1. ゾーンと軸の景観形成方針	24
2. 重点地域の景観形成方針	26
3. 特定施設届出地区の景観形成方針	29
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
(景観法第8条第2項第2号)	
1. 大規模行為届出	32
2. 特定施設届出地区	63
3. 景観形成地区	68
第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針に関する事項	
(景観法第8条第2項第3号)	
1. 景観重要建造物の指定の方針	78
2. 景観重要樹木の指定の方針	79
第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	
(景観法第8条第2項第4号イ)	
1. 屋外広告物に関する行為の制限の方針	82
2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	83
第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項	87
(景観法第8条第2項第4号ロ及びハ)	
第7章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	89
(景観法第8条第2項第4号ニ)	
第8章 市民との協働	91
別紙 1・2 水前寺周辺地域の景観形成基準の位置・高さについて	94
別紙 3 太陽光発電施設に関する景観形成基準について	96